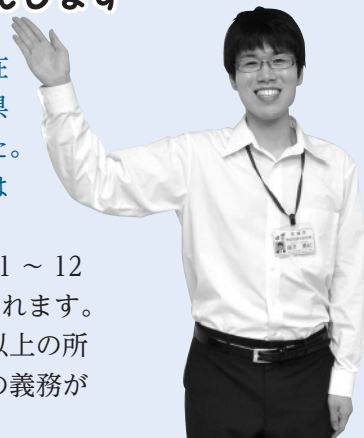


問▶市民税課(☎71)2214)

よくある質問にお答えします

Q 今年の3月に退職して現在は無職ですが、市民税・県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか？払わなくてはいけないのですか？

A 市民税・県民税は前年(1～12月)の所得に対して課税されます。現在は無職でも前年中に一定以上の所得があれば、課税され、納税の義務があります。



Q 収入は公的年金だけです。納税通知書の所得欄に「雑」と書いてありました。どういうことですか？

A 税金算出時に、公的年金の収入金額を「所得」に計算し直したものを、「雑所得」として通知書に記載しています。

●課税されない人には納税通知書を送付しません。

●所得割・均等割ともに課税されない人 本年1月1日現在、次のいずれかに該当

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- 障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が15万円以下
- 均等割が課税されない人 次のいずれかに該当
- 扶養親族がいない人↓前年の

合計所得金額が32万円以下

- 扶養親族がいる人↓前年の合計所得金額が32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円以下
- 所得割が課税されない人 次のいずれかに該当
- 扶養親族がいない人↓前年の合計所得金額が35万円以下
- 扶養親族がいる人↓前年の合計所得金額が35万円×(1+扶養親族数)+32万円以下

市民税・県民税の減額または免除ができます

●減免種類／対象／申請期限 下表のとおり

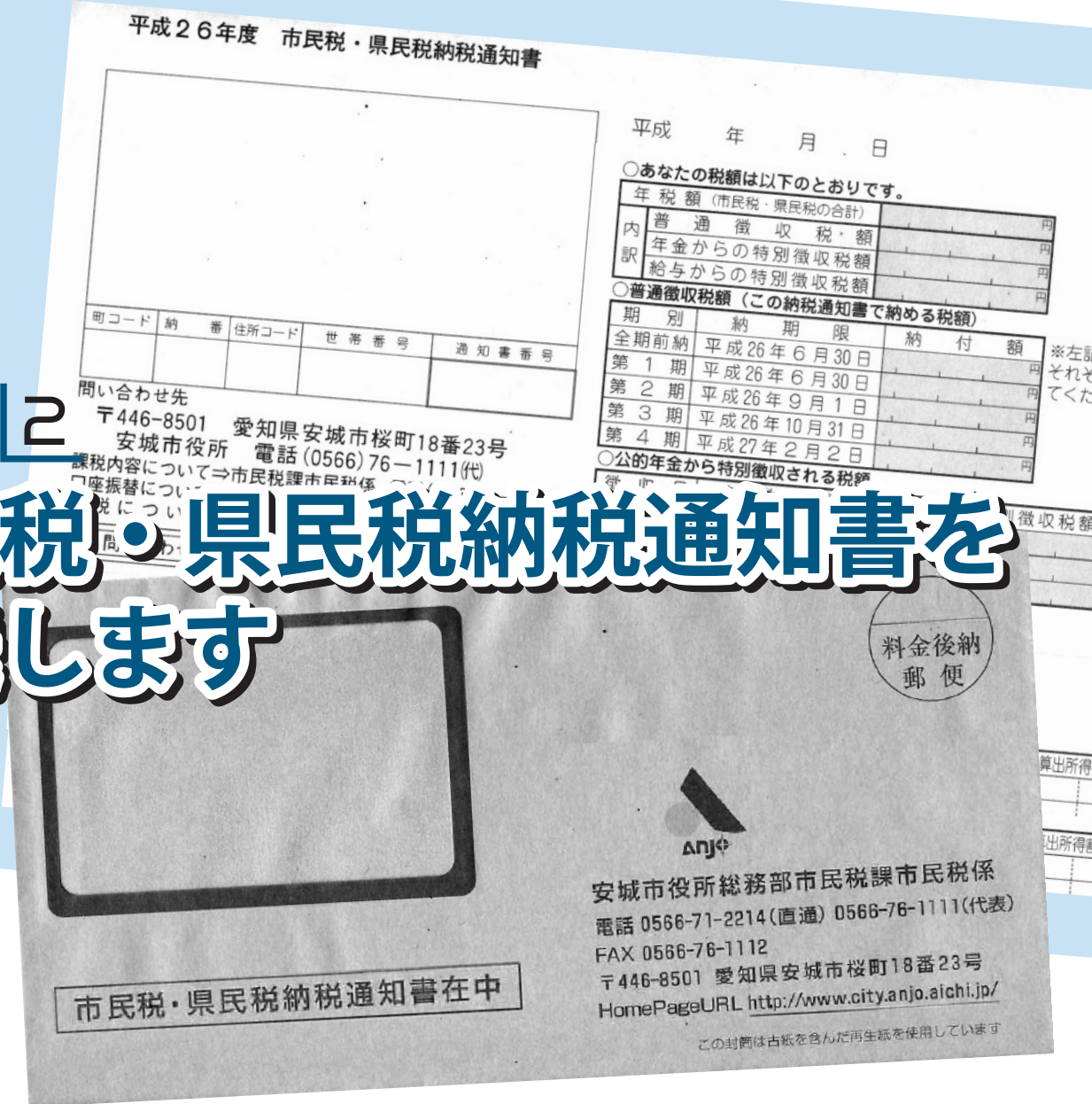
●申し込み 市民税・県民税減免申請書を申請期限までに市民税課へ

※申請書は同課・市公式ウェブサイトで配布。

減免種類	対象となる人	対象となる税額	申請期限
生活保護減免	本年1月2日以降に生活保護法の規定による保護を受けている人 ※本年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助受給者は今年度は非課税。	申請の日以降に納期が到来する市民税・県民税額の全額	普通徴収の各納期限の7日前まで ※第1期→6月23日(月) 第2期→8月25日(月) 第3期→10月24日(金) 第4期→来年1月26日(月)。
死亡減免	本年1月2日以降に亡くなり、昨年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※本年1月2日以降に死亡した場合は、遺族に納税通知書を送付。		
勤労学生減免	本年1月1日現在、勤労学生である人のうち、昨年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の人		
所得減少減免	昨年中の合計所得金額が500万円以下であり、病気・けが・会社都合などによる退職などで、今年の所得が昨年の半分以上になると見込まれる単身世帯または扶養親族がいる人	申請の日以降に納期が到来する市民税・県民税額の半額	
災害減免	火災など災害による被害を受けた人	被害に応じた規定の金額	

特集2

市民税・県民税納税通知書を発送します



■市民税・県民税を納める人
本年1月1日現在、次のいずれかに該当し、前年中に一定の所得のある人は本市へ納付することになります。課税される人には6月中旬以降に納税通知書を送付する予定です。

- 市内に住んでいる
- 市内に住んでいない人で事務所・事業所が市内にある

■納期限

表1の各納期限までに納めてください。

■納付方法

次の3つの方法があります。

●普通徴収

各納期限までに、口座振替または金融機関などで直接納付

●給与からの特別徴収 6月から来年5月までの給与から引き落として、給与支払者が納付

●公的年金からの特別徴収 4月1日現在、65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市民税・県民税を公的年金から引き落として、年金支払者が納付

※初年度と2年目以降では納付方法が異なります。(表2参照)

表1：納期と納期限	
第1期	6月30日(月)
第2期	9月1日(月)
第3期	10月31日(金)
第4期	来年2月2日(月)

表2：公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

◆平成26年度から新たに納める場合

月	6月	8月	10月	12月	2月
納付	普通徴収(口座振替または直接納付)				
税額	年税額の1/4ずつ		年金からの特別徴収(引き落とし)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

◆2年目以降の場合(平成25年度以前から納めている場合)

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付	年金からの特別徴収(引き落とし)					
税額	前年度2月と同額ずつ		年税額の残り1/3ずつ			

●税額

一定の所得のある人に一律に課税されます

●市民税↓3500円

●県民税↓2000円

※今年度より平成35年度までの10年間、防災・減災事業推進のための費用の財源を確保するため、臨時の措置として市民税・県民税にそれぞれ500円加算します。(平成21年度より、県民税には「あいち森と緑づくり税」として500円が既に上乘せられています。)

●所得割 所得に応じて課税されます

■市民税・県民税が課税されない人